

令和 7 年 5 月以降の健康会館跡施設の管理等について

1 令和 6 年 12 月文教委員会の報告概要

① 健康会館跡施設の位置づけ

- ・子育て支援・保健センターの整備に伴い生じる健康会館跡施設については、高松学習館、高松図書館の建替えが始まる令和 10 年度までは暫定利用として、健康会館関連文書等の保管場所として行政利用する。
- ・令和 7 年 5 月に 1、2 階部分（健康推進課、健康づくり担当課）が業務移転した後、跡施設としての利活用を改革推進課にて庁内調整中。

② 健康推進課等の移転後の施設の維持管理

- ・令和 7 年 5 月に健康推進課、健康づくり担当課が業務移転した後の施設管理については、高松学習館（生涯学習推進センター）が行う。

2 現在の対応

- ・健康会館の外壁の全面打診調査により劣化の状況が明らかになったため、現在、施設管理を行っている健康推進課において、暫定的な対応として、建物周囲等立入エリアを制限し安全確保策を講じている。

3 今後の対応

① 外壁落下対策のための工事の実施

- ・工事期間（予定）：令和 7 年 6 月～9 月

② 工事期間中の施設の対応

- ・令和 7 年 7 月から 9 月までの間の工事作業中は、安全確保のため、原則として施設の利用を休止する。ただし、工事作業時間外等については、安全確保を前提として、以下のとおり一部の利用に供することとする。なお、詳細については工事施工業者決定後に調整を行う。

高松学習館：平日夜間（18 時から 22 時まで）及び土日祝日は利用に供する。

高松図書館：土日祝日は利用に供する。

③ その他

- ・利用者と近隣住民向けの工事説明会を実施する。
- ・高松学習館の 7 月分の施設利用予約の先行予約が 3 月から開始されることから、施設の利用制限等については周知を既に行っている。
- ・本議会の最終日に、当該外壁工事に係る補正予算案の審議をお願いする予定。
（補正予算の計上は、現施設を管理する健康推進課が行う。）
- ・跡施設の暫定利用（歴史民俗資料館等の文書・資料の一時保管、こぶし会館中規模改修工事における物品の一時保管、地域福祉アンテナショップなど）については、上記の工事完了後に順次開始していくこととする。